

# 序章

## はじめに

---

- 0-1 計画策定の背景
- 0-2 計画の目的, 位置付け
- 0-3 計画の期間



## 序章 はじめに

### 0-1 計画策定の背景

新潟市では、広域合併後の平成18年3月に「にいがた住まいの基本計画」を策定し、「地域の特色と魅力に溢れ、安心して住み続けたい、にいがた住まいづくり」を基本理念として、住宅施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、この間、少子高齢化の急速な進展や社会経済情勢の変化、東日本大震災の発生を契機とした、防災や環境、エネルギー問題に対する市民意識の高まりなど、本市の住生活を取り巻く状況は大きく変化しています。

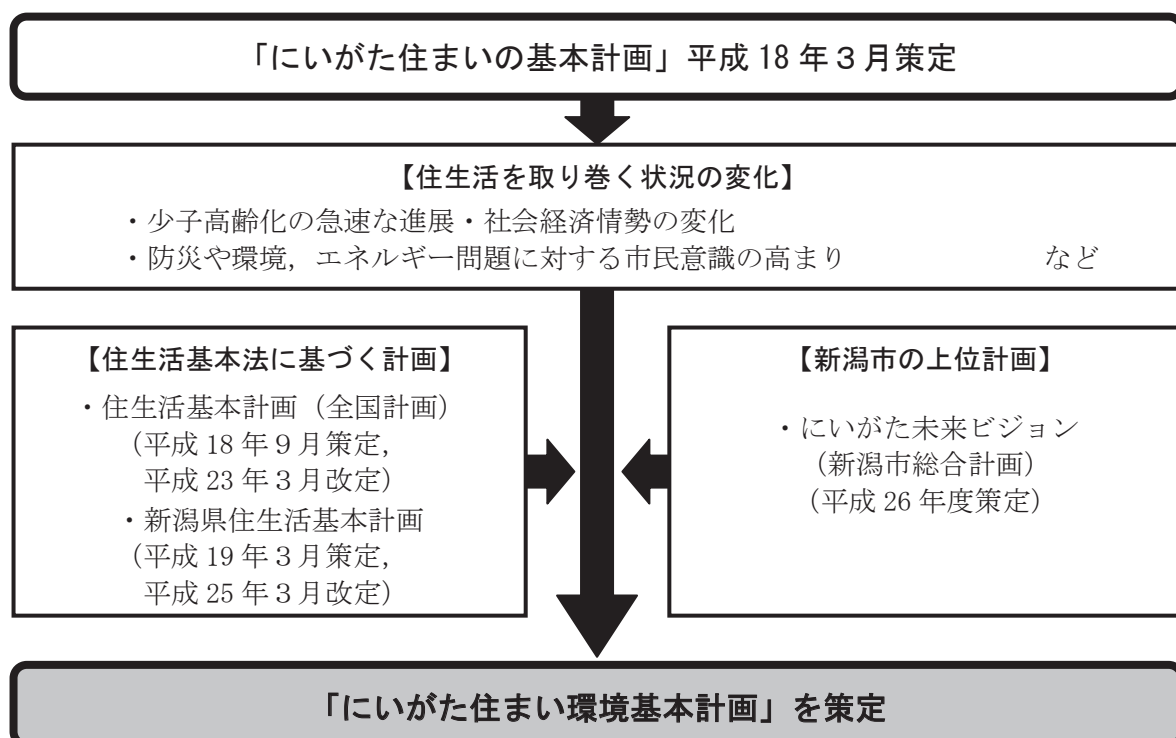
一方、国では、平成18年6月に「住生活基本法」を施行し、住宅の「量」の確保から住生活の「質」の向上へと住宅政策を大きく転換しました。これを受け、同年9月には「住生活基本計画（全国計画）」を、新潟県では平成19年3月に「新潟県住生活基本計画」を策定し、住宅施策を展開してきました。

その後、国や県では住生活基本計画を見直し、既存住宅の更なる活用、高齢者や子育て世帯の暮らしを支えるサービス環境の構築、低炭素社会の実現など、時代の変化に対応した新たな住宅政策の方向性を示しました。

また、本市においては、平成26年度に超高齢・人口減少社会の到来を踏まえ、市の最上位計画である総合計画「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」を策定し、将来のまちづくりの基本理念や目指すべき都市像と、その都市像を実現させるための施策などを示しました。

以上のような状況を踏まえ、本市において時代の変化に対応した住宅施策を的確に推進していくため、「にいがた住まい環境基本計画（新潟市住生活基本計画）」を策定しました。

#### ■計画策定の背景



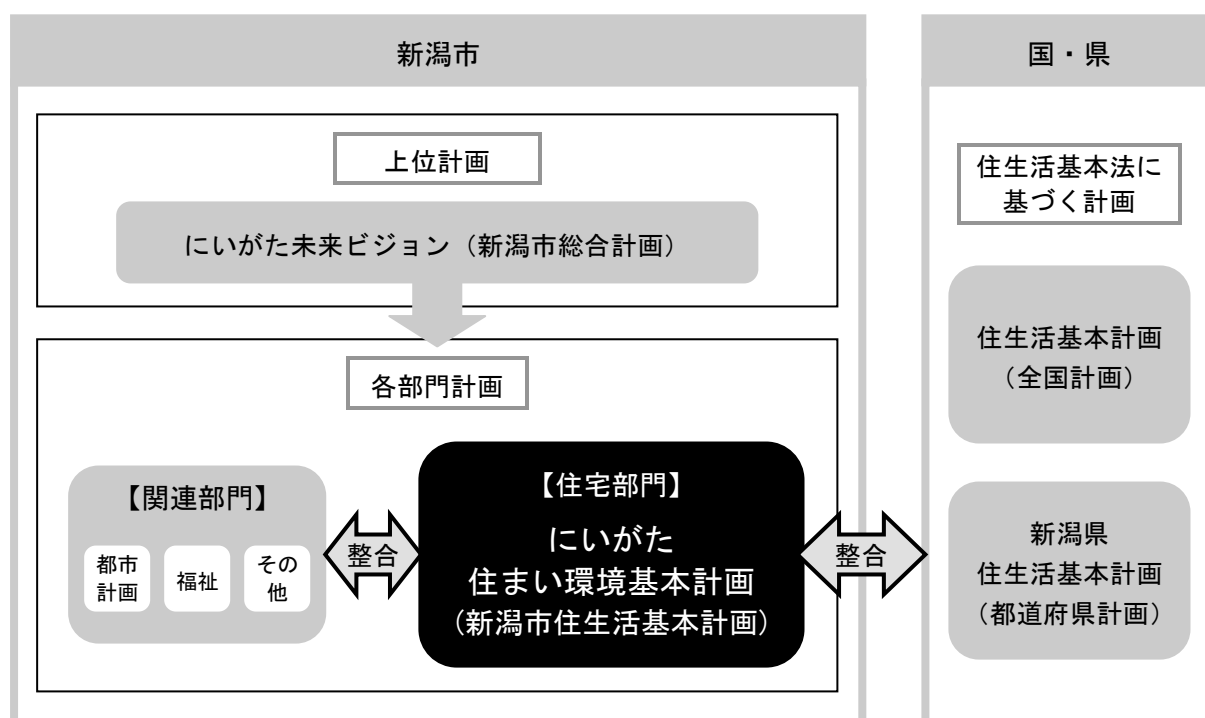
## 0-2 計画の目的, 位置付け

本計画は、本市における住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくために、今後取り組むべき施策の方向性を明確にすることを目的とします。

また、本計画は、「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」の下位に位置する住宅部門の部門計画であり、本市の住宅政策に関する最も上位に位置付けられる計画となります。

なお、策定にあたっては、「にいがた未来ビジョン」の方向性を十分に踏まえるとともに、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画、新潟県計画）や、本市の関連部門の部門計画との整合性に留意しました。

### ■計画の位置付け



## 0-3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27（2015）年度から平成 34（2022）年度までの 8 年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて適宜、見直しを行います。